

【西尾市緊急時生活支援事業】

# 新型コロナウイルス感染により自宅待機となった方へ「買い物代行支援」を実施します！

新型コロナウイルス感染症の感染者等として、保健所から自宅待機を求められて、日常生活に必要な食料品や日用品等の調達にお困りの方へ買い物代行支援を行います。

なお、愛知県では自宅療養される方に対し、外出することなく自宅療養に専念してもらうため、食事支援サービス（弁当、飲料）を無料で提供しています。

【対象者】

感染症患者を管理する保健所が特定した感染者、濃厚接触者及び帰国者で、待機期間において市内に住所を有し、親族等から支援が困難であり、かつ民間業者による宅配サービス等の利用が困難である者

【支援内容】

生活に必要な食料及び日用品の調達。ただし、嗜好品（たばこ・酒・コーヒー・お菓子など）は除く。

【支援期間】

申請日の翌日から感染者等が保健所から自宅待機を指示された期間が終了するまで

【実施回数】

1週間につき、2回を限度とする。（ただし、緊急を要する場合はこの限りではない）

【申込方法】

西尾市健康福祉部健康課（西尾市保健センター内）へ下記のいずれかの方法により申請

（電話） TEL0563-57-0661

（FAX） TEL0563-54-7866

（メール） [hokens@city.nishio.lg.jp](mailto:hokens@city.nishio.lg.jp)

【申込時間】

申込申請は、午前9時から午後3時までに健康課へ申込

※午後3時以降の申込は、翌日の受付とします。

【利用料】

無料（ただし、生活に必要な食料及び日用品の購入代金は自己負担、サービス利用後清算）

（問合せ先 西尾市健康福祉部健康課 予防接種担当 TEL0563-57-0661）

